

# 指定給水装置工事事業者の指定が、更新制に変わります！

## 水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されます

### 主な内容

- 令和元年 10 月 1 日から、指定給水装置工事事業者制度は、5 年毎に更新が必要になります。
- 令和元年 9 月 30 日の時点で既に指定を受けている方は、経過措置によって指定した時期に応じた有効期間が設定され、次のとおりとなります。

平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日に指定された方	令和 2 年 9 月 29 日
平成 11 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日に指定された方	令和 3 年 9 月 29 日
平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日に指定された方	令和 4 年 9 月 29 日
平成 19 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日に指定された方	令和 5 年 9 月 29 日
平成 25 年 4 月 1 日～令和 元年 9 月 30 日に指定された方	令和 6 年 9 月 29 日

平成 30 年 12 月 12 日に水道法の一部を改正する法律が公布され、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図るため、指定給水装置工事事業者の指定は 5 年毎に更新しなければ、その効力を失うと規定され、施行日については、政令において令和元年 10 月 1 日となりました。

また、令和元年 9 月 30 日の時点で既に指定を受けている方は、経過措置によって、指定した時期に応じたその有効期間が決定されます。

更新の手続きについては、水道事業者ごとに異なりますが、丹羽広域事務組合の指定を受けられている事業者の方には、改めてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

### 水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）抜粋

#### （指定の更新）

- 第 25 条の 3 の 2 第 16 条の 2 第 1 項の指定は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
  - 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
  - 4 前 2 条の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。

#### 附 則

##### （指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する経過措置）

第 3 条 この法律の施行の際現に水道法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けている同条第 2 項に規定する指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の新法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の更新については、同項中「5 年ごと」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の前日から起算して 5 年（当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の 5 年前の日以前である場合にあっては、5 年を超えない範囲内において政令で定める期間）を経過する日まで」とする。